

野洲市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出納及び現金等の保管）

第2条 交通会議の出納は、交通会議の会長（以下「会長」という。）が行う。

2 交通会議に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納職員）

第3条 会長は、交通会議の事務局に出納役及び出納員（以下「出納職員」という。）を置く。

2 出納役は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

3 出納職員は、出納役の事務を補助する。

4 出納職員は、野洲市市民部協働推進課職員を充てることができる。

（予算）

第4条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調製するものとする。

3 前項の予算は、執行する前にあらかじめ交通会議の承認を得るものとする。

4 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第5条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議の承認を得るものとする。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

（予算区分）

第6条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第3のとおりとする。

3 執行する年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第2及び別表第3に規定する以外の項及び目を定めることができる。

（決算）

第7条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を作成し、交通会議による承認を得なければならない。

2 会長は、前項の決算書について、規約第11条に定める監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（収入及び支出の手続き）

第8条 交通会議の収入及び支出の手続は、野洲市会計規則（平成16年10月1日規則第50号）に準じる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第6条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
1 運営費	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費